

「やまがた創生」に関する連携協定書

山形県と株式会社山形銀行、株式会社荘内銀行及び株式会社きらやか銀行（以下「県内金融機関」という）は、相互の連携を強化し、「やまがた創生」に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、山形県及び県内金融機関がそれぞれ有する人的・物的・知的資源を有効に活用して協働することにより、「やまがた創生」の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 山形県及び県内金融機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力する。

- （1）産業振興・雇用創出に関すること
- （2）人材の県内定着・回帰に関すること
- （3）総合的な少子化対策に関すること
- （4）活力ある地域づくりに関すること
- （5）その他、「やまがた創生」の推進に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、山形県と県内金融機関各行において、別途、個別に協議するものとする。

（守秘義務）

第3条 山形県と県内金融機関各行は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了の日から1か月前までに山形県又は県内金融機関各行から申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、山形県と県内金融機関が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、それぞれ1通を保有する。

平成 27 年 7 月 30 日

山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県知事 吉村 美栄子

山形市七日町三丁目 1 番 2 号
株式会社山形銀行
取締役頭取 長谷川 吉茂

鶴岡市本町一丁目 9 番 7 号
株式会社荘内銀行
取締役頭取 國井 英夫

山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社きらやか銀行
取締役頭取 栗野 学